九四九　生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出　三　124　三八
九五〇　があった件
九五一　肥料の登録が失効した件　三　124　三八
九五二
九五三　特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなみまぐろ）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　三　124　三九
九五四　特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　三　124　四三
九五五　飼料の公定規格の一部を改正する件　四　125　一三
九五六—九八一　農薬を登録した件　七　126　三
九八二—九八八　農薬の登録が失効した件　七　126　八
九八九　特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）並びによしきりざめ（北大西洋海域）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件　七　126　一〇
九九〇　特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　七　126　一四
九九一—九九八　保安林の指定をする件　九　二
九九九　保安林の指定を解除する件　九　三
一〇〇〇　出願公表後に品種登録出願を取り下げた件　一〇　二
一〇〇一　出願公表後に品種登録出願が拒絶された件　一〇　三
一〇〇二　種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件　一〇　130　二八
一〇〇三　作物統計調査の農林水産大臣が定める件の一部を改正する件　一〇　130　三四
一〇〇四　保安林の指定を解除する件　一四　五
一〇〇五　特殊肥料等を指定する件等の一部を改正する件　一四　133　三六
一〇〇六　肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料から除くものを指定する件の一部を改正する件　一四　133　三六
一〇〇七　肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件の一部を改正する件　一四　133　三八
一〇〇八　肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項ただし書及び同条第九項ただし書の規定に基づき指定混合肥料の保証又は主要な成分の含有量の記載の方法の特例を定める件の一部を改正する件　一四　133　三九
一〇〇九　肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条の二第一項、第二項、第三項及び第四項の規定に基づき普通肥料の原料の種類等の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件　一四　133　四八
一〇一〇　肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件　一四　133　五三
一〇一一　肥料の品質の確保等に関する法律第十七条第一項第三号の規定に基づき、同法第四条第一項第三号並びに同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料の保証票にその含有量を記載する主要な成分を定める件の一部を改正する件　一四　133　一五
一〇一二　特殊肥料の品質表示基準を定める件の一部を改正する件　一四　133　一六
一〇一三　肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第七条の六の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件の一部を改正する件　一四　133　二〇二
一〇一四　肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ニ及び第二号の規定に基づき、化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を定める件の一部を改正する件　一四　133　二〇六
一〇一五　肥料の品質の確保等に関する法律第二十一条第一項第一号及び第二号の規定に基づき普通肥料の表示基準を定める件　一四　133　二一
一〇一六　肥料の品質の確保等に関する法律第二十二条の三第三項の規定に基づき、消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして農林水産大臣が定める表示事項又は遵守事項を定める件　一四　133　二二
一〇一七　肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条の規定に基づき、原料の範囲を限定しなければ品質の確保が困難な肥料から除くものを指定する件　一四　133　二三
一〇一八　肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条第八項第三号の規定に基づき農林水産大臣の指定する有効石灰等を指定する件　一四　133　二三